



まもり・つづける・みらいへのこす  
庄内赤川土地改良区

# 庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A

第29号

広報

令和4年5月発行



雪解け水潤う春の赤川頭首工

PICK UP!

## 東3号幹線用水路調整池 お魚救出大作戦 (11ページ)

### CONTENTS ◆主な内容

- 3P 広報発行によせて
- 4P 第18回通常総代会
- 5P 令和4年度の予算と主な事業
- 8P 令和4年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 11P お魚救出大作戦
- 12P 区ロゴマーク等リニューアルについて
- 13P 令和4年度事務局体制 ほか



- 受益面積 / 11,275ha
- 組合員数 / 4,501人

## 理事長あいさつ



ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長

本間松弥

新年度の広報発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様はじめ関係皆様からは、日頃より当改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、2020年初頭に新型コロナウイルス感染症が流行してから、すでに2年以上が経過したわけですが、今年に入ってからの、いわゆるオミクロン株による第六波においては、全国各地でこれまでにないスピードで感染が急拡大し、県内においても多くの感染が確認されました。ワクチン接種の促進や経口薬の開発などにより一歩ずつ収束に向かってはいるようですが、なおもって不安な生活が続いており、早期に以前のような平穏な日常が戻ることを切に願うばかりであります。

管内における事業に関しましては、平成22年に着工しました、国営赤川二期農業水利事業が令和3年度をもって完了の運びとなり、去る、昨年11月18日には、無事完工式が執り行われたところであります。足掛け12年に及ぶ一大事業でありましたが、これもひとえに組合員皆様はもとより、農林水産省農村振興局、東北農政局、山形県、関係市町はじめ関係機関の皆様方、また事業推進のためお力添えいただきました関係国会議員の先生方

など、多くの皆様からのご理解とご支援ご協力の賜物であり、衷心より深く感謝申し上げます。

今後は、事業により造成された基幹施設の維持管理を適正に行うとともに、農地整備事業をはじめとする各地区における事業につきましても、本区における土地改良事業推進の流れを継続させるべく、最大限の努力を続けて参る所存でありますので、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

今般の新型コロナウイルスによる世界的パンデミック下においてインフレが進行する中、ウクライナ情勢の緊迫化がさらにこれを加速させており、全体として経済的リスクが急激に高まっております。農業分野への影響も大変懸念されるころではありますが、「食」は日本の命綱、それを生み出す「農山漁村」、そして「土地改良」も同様に我々日本人にとっての命綱であるとの認識のもと、今後も皆様からの様々な負託にお応えできるよう、役職員一同さらに業務に邁進していく所存でありますので、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方の益々のご健勝と今期も大過なく豊穰の秋を迎えられますことを祈念いたしましてご挨拶といたします。



国営造成施設 赤川頭首工

## 広報発行によせて

ポストコロナを見据えた  
農業農村整備の推進

山形県庄内総合支庁 産業経済部

次長(兼) 農村計画課長

足達 雅 一様

ICT自動給水システム  
(鶴岡市湯野沢地区)

庄内赤川土地改良区の役職員及び組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の推進につきまして多大な御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。昨年度は、国営かんがい排水事業赤川地区の完工という大きな節目を迎え、持続的な農業用水の安定供給の生命線である土地改良施設の重要性をあらためて認識したところです。

さて今春、3月16日に最大震度6強の福島県沖地震が発生しました。この地震による農業水利施設への被害が心配されましたが、幸いにして庄内赤川管内においては被害の発生はなく、一安心しているところです。また、県内の社会状況をみますと、新型コロナウイルスの新規感染者の高止まりが続いており、引き続き感染予防対策の徹底を図らなければならない状況となっています。しかしながら一方で、社会経済活動を積極的に推進することも求められております。

私たちが取り組む農業農村整備事業については農業の基盤をなす重要事業であり、このような状況にあるからこそポストコロナを見据え、さらなる生産コストの削減、営農の省力化、農業収益の向上を実現するため、着実に事業の進捗を図ることが必要です。

県では令和3年3月、第4次農林水産業元気創造戦略を策定し、農地の大区画化や用排水路の管路化、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化や防災重点農業用ため池の強靱化、さらに中山間地域の農地等の利用・保全に向けた地域づくり支援など、本県農業農村が直面する課題についての具体的な実行計画を策定しました。

さらに令和4年3月には、山形県農業農村整備長期計画の中間見直しを実施し、ポストコロナに向けた新たな視点として、水田農業の省力化及び効率化を図るためのスマート農業技術(自動給水栓等)の導入や、近年頻発する大雨等の気象災害への対応とし

て、地域に点在する防災重点農業用ため池の優先整備のほか、農業農村の多面的機能の一つである水田貯留機能(田んぼダム)を活かした流域治水対策の推進など、本県農業農村の未来を見据えた新たな施策展開を進めることを位置づけました。

特に、スマート農業技術の導入については、担い手の減少や経営耕地面積の拡大による労働力不足が深刻化している現状を踏まえると、持続可能な水田農業の展開に不可欠なものと考えております。既に庄内赤川土地改良区管内においては、国営ICTモデル事業を活用し、鶴岡市湯野沢地区の30a圃場117箇所自動給水栓を設置し、圃場水位の自動制御とともにポンプ運転の自動制御を連動して行う技術実証に取り組まれており、労働力軽減効果、節水効果、節電効果が立証されているところです。今後は、当該地区がスマート水管理の先進地区として、本県スマート農業のけん引役となり、その効果が他地域へ波及されることを期待するものです。

また、令和4年度農業農村整備事業関係予算については、土地改良事業関係者の多大な御尽力により、T P P対策・国土強靱化等補正予算を含めて、全国で6,300億円となりました。本県では198億円の予算となり、庄内管内については、前年執行額並みの76億円を確保したところです。庄内赤川土地改良区管内の令和4年度農業農村整備事業については、黄金3期地区県営かんがい排水事業、中楯地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業が新規採択され、継続地区と合わせて、13地区、約20億円の予算で事業を推進してまいります。

これにより庄内赤川土地改良区管内の農業振興と農村活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、引き続き、事業の実施にあたりましては、皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします。

## 第18回通常総代会

令和4年3月15日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第18回通常総代会が開催されました。総代現総数60名中59名(書面議決書提出者含む)出席のもと、議長に井上亨 総代(第2選挙区・山添)、副議長に五十嵐優之 総代(第7選挙区・押切)を選出し、今年度予算をはじめとする全23案件の慎重審議の結果、原案通り可決されました。

### 付議事項

承認第4号	専決処分の承認について
承認第5号	会計細則一部改正の承認について
議第2号	定款の一部変更について
議第3号	庄内赤川土地改良区維持管理計画書の変更について
議第4号	長期借入金(黄金地区)の増額について
議第5号	令和3年度一般会計第6回補正予算
議第6号	令和3年度(特別会計)赤川地区小水力発電事業費第1回補正予算
議第7号	令和3年度(特別会計)赤川地区共同管理費第1回補正予算
議第8号	中楯地区県営土地改良事業の実施について
議第9号	土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
議第10号	長期借入金(黄金地区)について
議第11号	長期借入金(広野地区)について
議第12号	長期借入金(岡山地区)について
議第13号	長期借入金(宝谷地区)について
議第14号	長期借入金(中楯地区)について
議第15号	令和4年度区費賦課徴収方法について
議第16号	令和4年度地区除外決済金について
議第17号	令和4年度一般会計収入支出予算について
議第18号	令和4年度(特別会計)赤川地区共同管理費収入支出予算について
議第19号	令和4年度(特別会計)赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第20号	令和4年度(特別会計)天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第21号	事業費(個人)の一括繰上償還について
議第22号	指定金融機関等について



▲挨拶する本間理事長



右：議長 井上亨 総代(桂荒保)  
左：副議長 五十嵐優之 総代(土口)



▲監査報告をする小林隆 総括監事

### 報告事項

監報告第2号 令和3年度第2回定例監査報告

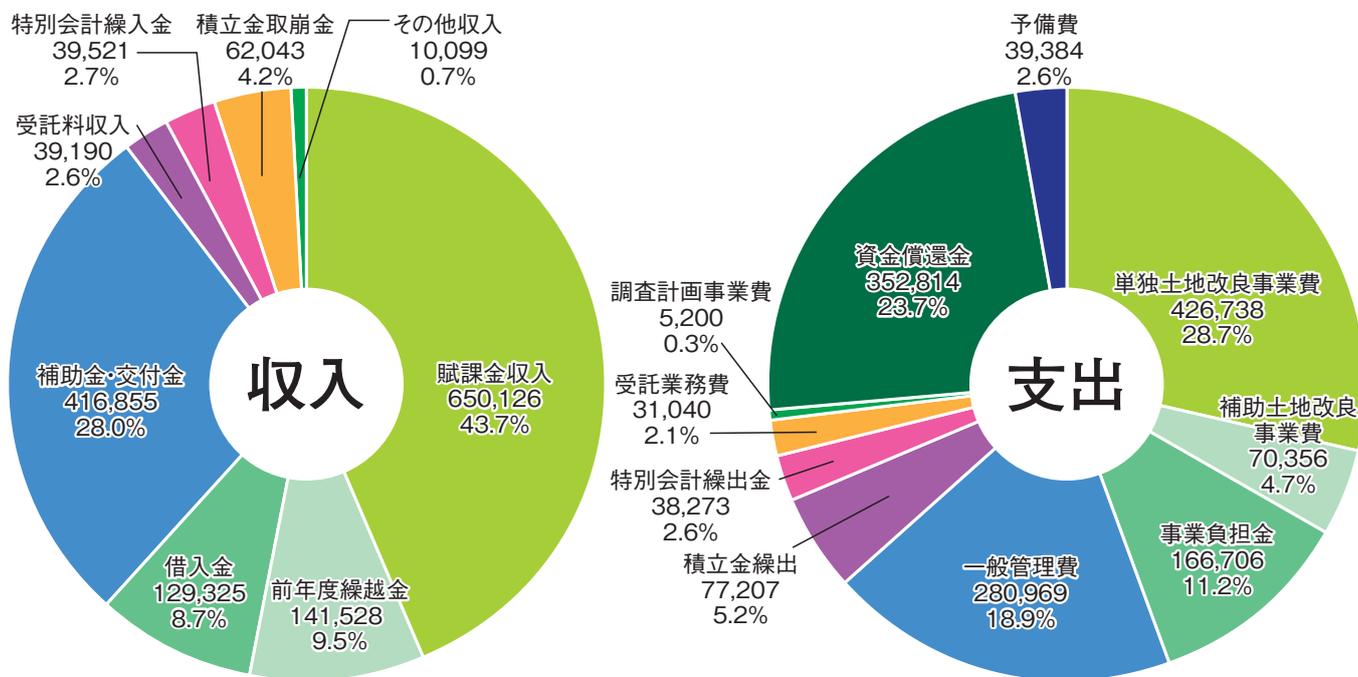


## 令和4年度予算

### 一般会計

収入支出予算額 1,488,687千円

(単位：千円)



### 各事業費別の内訳

(単位：千円)

事業区分	予算額	事業区分	予算額
青龍寺川地区共通事業費	132,257	広野地区事業費	439,192
中川地区共通事業費	133,080	大泉地区維持管理事業費	7,515
天保大川地区共通事業費	98,674	東郷堰地区維持管理事業費	44,869
八沢川地区共通事業費	121,890	県営たらのきだい地区圃場整備事業費	42,444
団体営土地改良事業費	429	県営岡山地区圃場整備事業費	5,313
県営赤川圃場整備事業費	128,874	県営宝谷地区圃場整備事業費	3,428
鶴岡西部県営圃場整備事業費	130,628	県営中楯地区圃場整備事業費	8,285
押切地区事業費	39,488	運営事務費	152,321
		合計	1,488,687

### 特別会計

(単位：千円)

会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	425,073
赤川地区小水力発電事業費	70,041
天保大川地区小水力発電事業費	882
特別会計 3会計 合計	495,996



▲ 国営赤川二期事業 (H22~R3) で建造された赤川地区小水力発電所

## 令和4年度の主な事業と予算

## 青龍寺川共通地区

<b>維持管理費（用水費、揚水機場費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	3,096
・ 修繕費（工事費）	5,100
・ 水道光熱費（電力料）	4,180
・ 支払負担金等（諸協議会、諸会合負担金）	5,643
・ 業務委託料（刈払費、電気保安設備管理委託料）	12,903
<b>土地改良調査計画事業費（井岡地区）</b>	5,200
<b>受託業務費（沖堰・尾花排水機場）</b>	
・ 臨時雇賃金	1,558
・ 修繕費（沖堰・尾花排水機場、青龍寺川堤防草刈業務）	1,219
・ 水道光熱費	2,008
<b>事業負担金</b>	
・ 国営二期事業地元負担金	9,700
・ 県営基幹水利事業分担金	2,434

## 赤川泉圃・青龍寺川地区

<b>維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）</b>	
・ 修繕費（工事費、整備工事費、浚渫費）	19,100
・ 水道光熱費（電力料）	1,760
・ 支払負担金等（水利運営協議会交付金等）	1,503
・ 業務委託料（刈払費等）	7,450
<b>適正化事業費</b>	3,081
<b>受託業務費</b>	
・ 農道管理業務受託工事費	3,187
<b>事業負担金</b>	
・ 県営水利施設等保全高度化事業（黄金地区）	21,950

## 鶴岡西部地区

<b>維持管理費（整備工事費、揚水機場費）</b>	
・ 臨時雇賃金	20,987
・ 修繕費（工事費、修繕費）	26,850
・ 水道光熱費（電力料）	31,510
・ 支払保険料（火災・傷害保険料等）	1,651
・ 支払負担金等（水利運営協議会交付金）	3,083
・ 業務委託料（刈払費、電気保安設備管理委託料）	13,921
<b>農業基盤整備促進事業費（京田地区、栄地区）</b>	5,000
<b>受託業務費</b>	
・ 農道管理業務受託工事費	5,169

## 大泉維持地区

<b>維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）</b>	
・ 修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	3,650
・ 業務委託料（刈払費等）	1,493

## 東郷堰維持地区

<b>維持管理費（揚水機場費、用排水路費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	5,625
・ 修繕費（修繕費、工事費、整備工事費）	9,750
・ 業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料等）	2,233
<b>適正化事業費</b>	5,780

## 団体営地区

<b>維持管理費</b>	
・ 維持管理費（八ツ興屋地区排水路浚渫作業等）	82

## 県営岡山地区

<b>事業負担金</b>	
・ 県営農地整備事業費	2,300

## 中川共通地区

<b>維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	7,383
・ 修繕費（工事費、修繕費等）	13,200
・ 水道光熱費（電力料）	5,400
・ 支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	9,204
・ 業務委託料（刈払費等）	15,690
<b>適正化事業費</b>	2,615
<b>受託業務費（二丁堀排水機場、二丁排水機場）</b>	
・ 臨時雇賃金	1,102
・ 水道光熱費	2,300
<b>事業費負担金</b>	
・ 国営二期事業地元負担金	11,000
・ 県営基幹水利事業等	3,135

## 押切地区

<b>維持管理費（用排水路費、揚水機場費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	4,894
・ 修繕費（工事費、修繕費）	9,320
・ 水道光熱費	9,682
・ 支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	1,144
・ 業務委託料（刈払費、電気保安管理委託料）	1,961

## 広野地区

<b>維持管理費（揚水機場費、用排水路費、整備工事費）</b>	
・ 修繕費（修繕費、工事費、浚渫費等）	8,080
・ 支払負担金等（水利運営協議会管理運営費）	2,180
・ 業務委託料（刈払費）	4,400
<b>事業費負担金</b>	
・ 県営農業水利施設保全合理化事業	100,050

## 赤川泉圃・中川地区

<b>維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	3,123
・ 修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	21,347
・ 水道光熱費（電力料、水道料）	2,310
・ 業務委託料（刈払費、電気保安管理委託料）	5,275
<b>受託業務費</b>	
・ 農道管理業務受託工事費	2,104
<b>事業負担金</b>	
・ 県営水利施設等整備事業（渡前揚水機場）	8,450

**天保大川共通地区**

<b>■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、整備工事費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	5,127
・ 修繕費（整備工事費、工事費）	30,900
・ 水道光熱費（電力料、燃料費）	2,530
・ 支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	1,218
・ 業務委託料（刈払費、刈払機械費等）	6,840
<b>■適正化事業費</b>	
<b>■農業用水路等長寿命化・防災減災事業</b>	
<b>■受託業務費</b>	
・ 農道管理業務受託工事費	2,921

**県営たらのきだい地区**

<b>■公庫資金償還金支出（県営農地整備事業）</b>	42,364
-----------------------------	--------

**県営宝谷地区**

<b>■事業負担金</b>	
・ 県営農地整備事業費	2,300

**八沢川共通地区**

<b>■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、ため池費）</b>	
・ 臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	7,283
・ 修繕費（整備工事費、工事費、修繕費）	17,150
・ 水道光熱費	16,500
・ 支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	1,938
・ 業務委託料（刈払費、電気保安管理委託料）	4,149
<b>■適正化事業費</b>	
<b>■農業用水路等長寿命化・防災減災事業</b>	
<b>■受託業務費</b>	
・ 農道管理業務受託工事費	2,279

**県営中楯地区**

<b>■受託業務費</b>	
・ 換地業務委託費	3,900
<b>■事業負担金</b>	
・ 県営農地整備事業費	2,975



▲ 県営農業水利施設保全合理化事業による用排水路管路化（広野地区）



▲ 用水集中管理のようす（赤川用水管理センター）

**【特別会計】赤川地区共同管理**

<b>■維持管理費</b>	
（赤川頭首工、西1号・東1号幹線用水路、大鳥ダム、赤川用水管理センター、区所有水源涵養林 等）	
・ 給料及び臨時雇賃金	22,719
・ 通信運搬費	1,505
・ 修繕費	8,480
・ 水道光熱費	2,794
・ 業務委託料	9,356
・ 事業推進費	1,700
<b>■適正化事業費</b>	
<b>■事業費負担金</b>	
・ 国営二期事業地元負担金	296,000

**【特別会計】赤川地区小水力発電事業**

<b>■発電事業</b>	
・ 人件費（給料、管理委託費等）	1,577
・ 修繕費（塵芥処分費、修繕費）	1,250
・ 発電所維持管理費（保守点検、回線使用料等）	2,800
<b>■事業費負担金</b>	
・ 国営二期事業地元負担金	21,718

**【特別会計】天保大川地区小水力発電事業**

<b>■発電事業</b>	
・ 人件費、発電所維持管理費等	881

（単位：千円）



## 令和4年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和4年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：【第1期】令和4年5月31日(火)【第2期】令和4年10月31日(月)  
(口座振替日) ※事前に口座残高の確認をお願いします。なお、令和2年度より口座振替賦課金領収書は発行していません。
- 納付場所：JA(鶴岡、庄内たがわ、庄内みどり、そでうら)の各本支所・支店、  
庄内銀行本支店・出張所、きらやか銀行の各支店、  
鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区事務所



事業番号	事業名		1000㎡当り 賦課金額(円)	前年度比 (円)	賦課額の割合	
					第1期	第2期
<b>全地区</b>						
0101	経常賦課金	運営事務費	600	-	50%	50%
<b>青龍寺川地区</b>						
0201	青龍寺川地区共通事業費	維持管理費	1,400	-	50%	50%
0202		赤川管理費	520	-		
0211		事業調査費【井岡地区】	500	-		
1201	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費【青龍寺川地区】	1,980	-	30%	70%
1301	鶴岡西部県営圃場整備事業費	維持管理費【湯田川地区A】	4,900	-	30%	70%
1302		維持管理費【湯田川地区B】	1,400	-		
1322		維持管理費【大泉地区】	4,800	-		
1323		維持管理費【京田地区】	5,000	-		
1324		維持管理費【栄地区】	5,000	-		
1601		大泉地区維持管理事業費	維持管理費【共同地区】	400		
1602	維持管理費【岡山地区】		130	△ 400		
1603	維持管理費【安丹地区】		100	-	0%	100%
1701	東郷堰地区維持管理事業費	維持管理費【東郷堰地区】	4,450	-	50%	50%
1702		維持管理費【門前地区】	7,000	1,000		
1703		維持管理費【尾花開田地区】	7,900	-		
1704		維持管理費【成田開田地区】	800	-		
1721		事業償還費【門前地区基盤整備】	3,200	△ 1,200		
2002	事業実施地区	事業費【県営黄金地区A】	250	-	0%	100%
2003		事業費【県営黄金地区B】	250	-		
2004		事業費【県営岡山地区】	3,000	-	50%	50%
<b>中川地区</b>						
0301	中川地区共通事業費	維持管理費	2,180	-	50%	50%
0302		赤川管理費	520	-		
1211	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費【第5-1事業区】	1,550	-	30%	70%
1212		維持管理費【第5-2事業区】	4,200	-		
1401	押切地区事業費	維持管理費【共通地区】	1,200	-	40%	60%
1402		維持管理費【第6事業区】	3,300	-		
1403		事業費【第6事業区】	200	-		
1404		維持管理費【落合地区】	9,760	-		
1501	広野地区事業費	維持管理費【共通地区】	2,400	-	50%	50%
1503		維持管理費【昭和地区】	4,950	-	60%	40%
1511		事業費【事業地区】	300	-	50%	50%
<b>天保大川地区</b>						
0401	天保大川地区共通事業費	維持管理費	5,700	-	50%	50%
0402		赤川管理費	200	-		
2005	事業実施地区	事業費【県営宝谷地区】	2,000	-		
<b>八沢川地区</b>						
0501	八沢川地区共通事業費	維持管理費【共通地区】	1,600	-	50%	50%
0511		維持管理費【田川地区】	2,200	-		
0512		維持管理費【上郷地区】	3,000	-		
0513		維持管理費【大山地区】	3,000	-		
0514		維持管理費【馬町地区】	3,500	-		
2006	事業実施地区	事業費【県営中楯地区】	2,000	△ 3,000		

## 賦課金の期限内納付をお願いします

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストア等でも可能です。

### 口座振替

- JA鶴岡 ● JA庄内たがわ
- JA庄内みどり ● JAそでうら
- 庄内銀行 ● 山形銀行
- 鶴岡信用金庫

### 納付書払い

- JA鶴岡 ● JA庄内たがわ
- JA庄内みどり ● JAそでうら
- 庄内銀行 ● 鶴岡信用金庫
- さらやか銀行

### コンビニ払い (MMK設置店含む)

- セブンイレブン ● ファミリーマート
- ローソン ● デイリーヤマザキ
- ツルハドラッグ ● セイムス ● ウエルシア
- イオン 他

※専用の払込取扱伝票を発行いたしますので、総務課 賦課徴収係までご連絡ください。(上限30万円まで)

## 組合員資格変更の届出について

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法第42条第1項の規定により新たな組合員が滞納賦課金を承継し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

### 滞納賦課金は新組合員に承継されます

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員(前耕作者や所有者)に賦課されますので、新しい耕作者と当事者同士で精算をお願いします。

### 滞納処分(財産調査・差押)の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には電話連絡・個別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、財産の調査・差押に踏み切っております。

納入のご相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、ご相談ください。

**【令和3年度実施状況】 財産調査／22名 差押／農地7筆、給与1件**

## とくそう 組合員資格得喪通知書の提出にご協力をお願いします

- 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
- 組合員が亡くなったとき
- 住所・電話番号・口座に変更があったとき
- 経営移譲をされたとき



農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、農業委員会や農協への手続きだけでなく、土地改良区への届け出も必要となります。農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則です。受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をお願いします。

※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要です。

## 農地転用と地区除外決済金について

### ■農地転用について

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ関係市町の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「**土地改良区の意見書**」の提出を求められることがあります。）

### 「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ



※1 転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合がありますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

### ■農地転用の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 農地転用等の通知書
- 地区除外申請書の提出
- 決済金の納付

#### 【添付書類】

- 農業委員会に提出する計画図面及び書類一式（副本）
- 役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書



**決済金とは…**農地転用により改良区受益農地が減少しても、施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。他組合員の負担にならないよう土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規定により納めて頂くものが決済金です。農地が公共事業用地(河川、道路、学校等公共施設)として買収される場合も同様です。

必要な決済（決済金による精算）の対象範囲に…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

※決済金も賦課金と同様に所得税の確定申告の際に土地改良費として計上できます。

### ■国営赤川二期農業水利事業受益地の農振除外について

令和3年度の国営赤川二期農業水利事業完了により、事業完了後8年（R4～R11年度）未経過の事業受益地については、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により、**各市町の農業振興地域計画で定められている「農業地区域」からの除外（農振除外）は、原則として認められません。**詳しくは総務課賦課徴収係までお問合せ下さい。

### ○令和4年度決済金一覧

事業番号	対象地区		1,000㎡当り 決済金額(円)	事業番号	対象地区		1,000㎡当り 決済金額(円)
0101	全 地 区		18,000	中川地区			
青龍寺川地区				0301	中川地区共通	維持管理	65,400
				0302		赤川管理	15,600
0201	青龍寺川地区共通	維持管理	42,000	1211	県 営 赤 川	第5-1事業区	46,500
0202		赤川管理	15,600	1212		第5-2事業区	126,000
1201	県 営 赤 川	青龍寺川地区	59,400	1401	押 切	共通地区	36,000
1301	鶴 岡 西 部	湯田川地区A	147,000	1402		第6事業区	99,000
1302		湯田川地区B	42,000	1404		落合地区	292,800
1322		大泉地区	144,000	1501	共通地区	72,000	
1323		京田地区	150,000	1503	昭和地区	148,500	
1324		栄地区	150,000	1511	広 野	事業地区	85,382
				天保大川地区			
1601	大 泉	共同地区	12,000	0401	天保大川地区共通	維持管理	171,000
1602		岡山地区	3,900	0402		赤川管理	6,000
1603		安丹地区	3,000	2001	事 業 実 施 地 区	県営たらのきだい地区	156,936
1701	東 郷 堰	東郷堰地区	133,500	2005		県営宝谷地区	22,891
1702		門前地区	210,000	八沢川地区			
1703		尾花開田地区	237,000	0501	八沢川地区共通	共通地区	48,000
1704		成田開田地区	24,000	0511		田川地区	66,000
1721	門前地区基盤整備	4,250	0512	上郷地区		90,000	
2002	事 業 実 施 地 区	県営黄金地区	12,914	0513		大山地区	90,000
2004		県営岡山地区	11,949	0514		馬町地区	105,000



# 東3号幹線用水路調整池『お魚救出大作戦』



国営赤川二期農業水利事業（平成22年度～令和3年度）で造成された東3号幹線用水路調整池（三川町押切新田地内）に於いて、令和3年9月21日、同町立押切小学校の4年生児童21人参加のもと、環境保全活動「お魚救出大作戦～調整池の水を全部抜く～」が開催されました。

調整池には赤川頭首工から幹線用水路に迷い込んだ魚類のための魚巣が設置されており、本来の生息環境である赤川へ戻すため、児童たちはタモを手にウグイ、ギンブナ、ナマズなど13種にも及ぶ水棲生物を救出し、元の川へ放流しました。

土地改良区としても農業用水や身近な環境への関心を持ってもらえるよう、今後も地域の子供たちとの関わりを大切にしていきたいと考えています。

▼ 調整池に設置されている魚巣



▶ 押切小学校4年生(当時)の児童のみなさん



▶ 救出した生物を観察



▶ 観察を終え赤川へ放流



庄内赤川のロゴマーク&キャッチコピーをリニューアル



まもり・つづける・みらいへのこす  
**庄内赤川土地改良区**  
SHONAI・AKAGAWA

私たちの理念をより親しみやすく発信していくため、ロゴマークとキャッチコピーをリニューアルしました。

**青**は水・清流、**緑**は田んぼ・林野・植物、**赤**は大地・赤川をそれぞれ表しています。

10,000haを超える広大な田んぼへ届ける水を未来まで安定的に確保するため、  
庄内赤川土地改良区は水源地帯に約1,700haもの山林を所有しています。

円形で囲った回転するようなラインには、それら自然の環境をひとつにまとめ管理し、

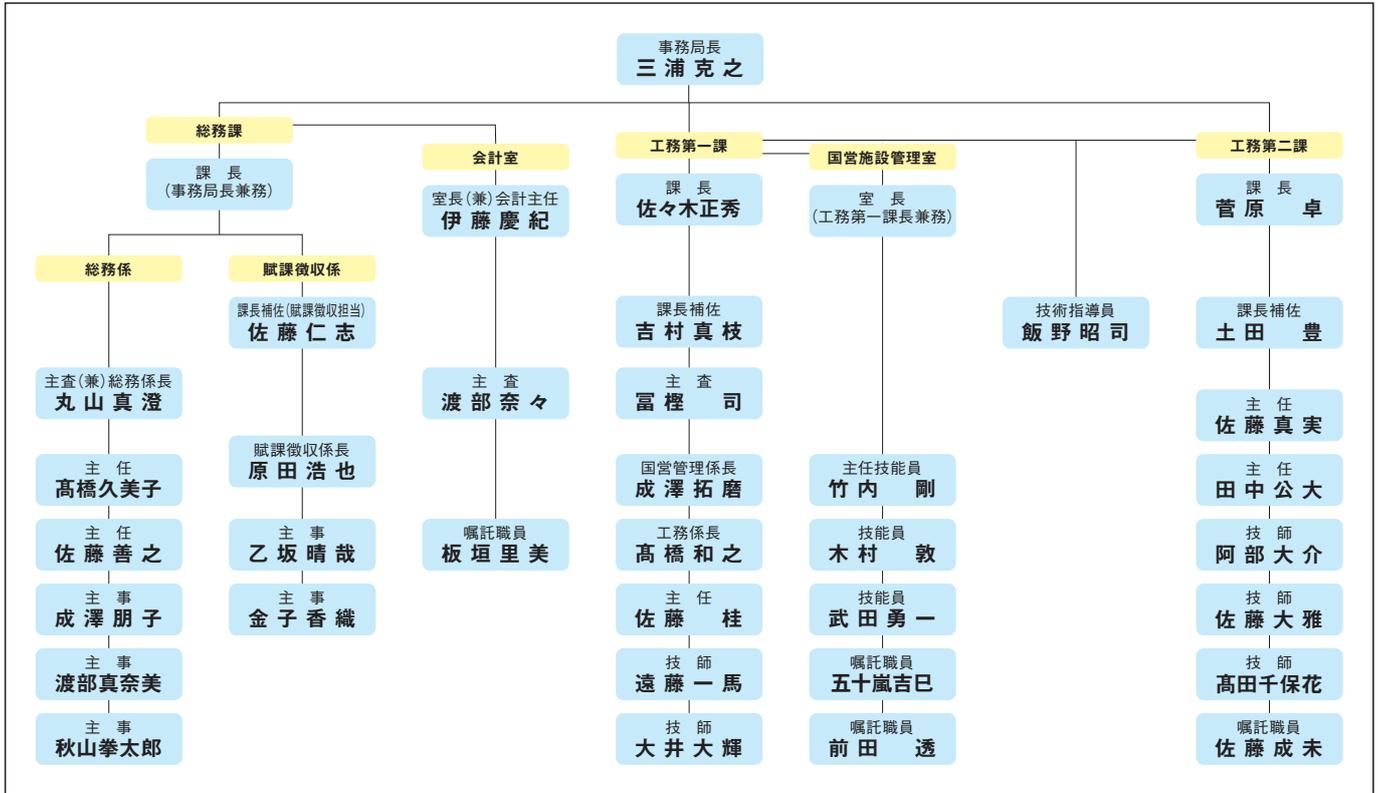
**持続・継続**していく意味合いが込められています。



— 庄内赤川土地改良区 —  
SHONAI・AKAGAWA

# 事務局体制

## 事務局組織機構 (2022.4月現在)



<b>総務課 総務係</b> ☎(0235) 22-2135	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算編成に関すること</li> <li>● 事務所管理に関すること</li> <li>● 人事に関すること</li> <li>● 定款、規約等の改廃に関すること</li> </ul> ほか
<b>総務課 賦課徴収係</b> ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賦課徴収に関すること</li> <li>● 滞納整理に関すること</li> <li>● 農地の異動に関すること</li> <li>● 農地転用に関すること</li> </ul> ほか
<b>会計室</b> ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計・出納業務に関すること</li> <li>● 決算及び財務状況に関すること</li> <li>● 消費税等に関すること</li> </ul> ほか

FAX : 0235-22-2185 (総務課・会計室共通)  
 E-mail : info@shonaiakagawa.jp

<b>工務第一課</b> ☎(0235) 22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区
<b>国営施設管理室</b> ☎(0235) 53-2414	赤川地区共同管理 (赤川頭首工)
<b>工務第二課</b> ☎(0235) 22-2488	中川地区 天保大川地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>● かんがい用水取水及び調整</li> <li>● 洪水被害対策及び復旧対策</li> <li>● 各種土地改良事業に関すること</li> <li>● 土地改良財産の他目的使用に関すること</li> <li>● 水利運営協議会に関すること</li> <li>● 国営事業関連の調整に関すること</li> <li>● 小水力発電事業に関すること</li> </ul> ほか	

FAX : 0235-22-2434 (工務課共通)  
 E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp

### 永年勤続表彰

長い間ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

◆施設管理人

- 佐藤 孝志 氏 (熊出揚水機場・勤続19年)
- 大瀧 勝巳 氏 (沖堰排水機場・勤続19年)
- 成田 新一 氏 (明治堰、梳代ため池・勤続10年)



### 工務課からのお知らせ

**赤川頭首工において、河川法により営農用として許可を得ている水利権は4月26日から9月15日までです。**

**水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。**

**必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください！**

#### 赤川頭首工からの水利権許可取水量

水路維持用水(非農業用水) (m <sup>3</sup> /s)			農業用水 (m <sup>3</sup> /s)		年間総取水量 (千m <sup>3</sup> )
			代掻期	普通期	
4/11~4/15	4/16~4/20	4/21~4/25	4/26~5/10	5/11~9/15	309,210
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	

#### 4/11~4/25の水路維持用水は非農業用水です

本区管内の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

#### ○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震(震度4以上)が発生し施設の点検が必要なとき
  - (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
  - (3) 各ダム of 放流等により河川が増水したとき
  - (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
  - (5) 局地的集中豪雨(ゲリラ豪雨)が発生したとき
  - (6) 事故等の緊急事態が発生したとき
- ※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください

#### ○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合は土地改良施設他目的使用の申請が必要です

- (1) 土地改良施設(排水路等)に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
- (2) 土地改良施設(用排水路・揚水機場・農道等)を出入口等に使用するとき

#### ○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は境界確認申請書の提出が必要です

**STOP!** 

**不法投棄**



**水路にゴミを捨てないで!**

#### ホームページをご利用ください

各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。どうぞご利用ください。



庄内赤川

検索

#### 事務所の所在地

